

茨木市中学校給食センター整備・運営事業

特定事業の選定

令和4年（2022年）3月29日

茨木市

茨木市（以下、「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、茨木市中学校給食センター整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

なお、令和3年12月2日に公表した実施方針及び要求水準書（案）で定めた本事業の事業名「（仮称）茨木市中学校給食センター整備運営事業」は、本特定事業の選定の公表をもって、「茨木市中学校給食センター整備・運営事業」に変更する。

令和4年3月29日

茨木市長 福岡 洋一

<目次>

1. 事業概要	- 1 -
(1) 事業名称.....	- 1 -
(2) 公共施設の管理者名称.....	- 1 -
(3) 本事業の目的.....	- 1 -
(4) 事業の基本的内容.....	- 1 -
2. 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価	- 2 -
(1) コスト算出による定量的評価.....	- 2 -
(2) 定性的評価.....	- 4 -
3. 総合的评价	- 4 -

1. 事業概要

(1) 事業名称

茨木市中学校給食センター整備・運営事業

(2) 公共施設の管理者名称

茨木市長 福岡 洋一

(3) 本事業の目的

市では、令和3年(2021年)3月に策定した「茨木市中学校給食基本計画」に基づき、全員喫食でのセンター方式による中学校給食を実施するため、安全安心な学校給食を提供することを第一に、茨木市中学校給食センター(以下「給食センター」という)の新設を行うことにした。

本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に引き出し、良質で、効果的な学校給食の提供を行うことを目的とする。

(4) 事業の基本的内容

① 施設内容

- ・事業用地：茨木市彩都はなだ一丁目2番3、2番4、3番1
- ・敷地面積：17,687㎡
- ・供給能力：最大9,000食/日

② 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運營業務等を実施する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和21年(2039年)7月31日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (c) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務
- (f) 調理備品・運営備品調達業務(食器・食缶を含む)
- (g) 事務備品調達業務

- (h) 学校配膳室の什器・備品調達業務（配膳室棚、冷蔵庫、学級用配膳台等含む）
- (i) その他関連業務（交付金申請等支援、事業者の行為に関する近隣対応・対策業務等を含む）

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構等を含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 附帯施設保守管理・修繕業務
- (d) 調理設備保守管理・修繕業務
- (e) 調理備品・運営備品保守管理・修繕業務（調理備品・運営備品更新を含む）
- (f) 事務備品保守管理・修繕業務（事務備品更新を含む）
- (g) 学校配膳室の什器・備品保守管理・修繕業務（学校配膳室の什器・備品更新を含む）
- (h) 清掃業務（定期的建物清掃）
- (i) 警備業務
- (j) その他関連業務（上記各項目に伴う各種申請等業務、長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運營業務

- (a) 調理業務（日常の食材検収補助業務、衛生管理業務、洗浄等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等を含む）
- (c) 配膳業務（事業者が調達する配膳室備品保守管理業務、及び配膳員による回収準備業務を含む）
- (d) 残渣・廃棄物処理等業務（配膳員による関係業務を含む）
- (e) 食育支援業務（献立作成支援業務、広報支援業務、見学者対応支援を含む）
- (f) その他関連業務（光熱水費・使用量のデータ管理、上記各項目に伴う各種申請等業務を含む）

2. 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本事業を市が従来方式で実施する場合とPFI方式により実施する場合とを比較することにより、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

① 前提条件

本事業を従来方式で市が実施した場合の市の負担額と、PFI方式により実施する場合の市の負担額との比較を行うにあたって、その前提条件を次のとおり設定した。

また、本試算ではリスク調整費を含む。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	市が従来手法で実施する場合（P S C）	P F I 方式により実施する場合
市の財政負担額の主な内訳	①初期整備費 施設整備費 運営備品等調達費 等 ②開業準備費 ③維持管理費 施設保守管理費、建物修繕費、 厨房設備更新費 等 ④給食運営費 人件費、配送費、間接費 等 ⑤地方債の償還金及び支払利息	①初期整備費 施設整備費 運営備品等調達費 等 ②開業準備費 ③維持管理費 施設保守管理費、建物修繕費、 厨房設備更新費 等 ④給食運営費 人件費、配送費、間接費 等 ⑤アドバイザー費 ⑥モニタリング費 ⑦その他の経費 S P C 経費、金融組成費等 ⑧地方債の償還金及び支払利息
共通条件	○設計・建設期間：1年10か月間 ○開業準備期間：2か月間 ○維持管理・運営期間：14年7か月間 ○割引率：0.741%（インフレ率等を勘案）	
初期整備費	・モデルプラン及び類似給食センターの実績に基づき設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費	・類似給食センターの実績を踏まえて設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
給食運営費	・類似給食センターの実績を踏まえて設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
資金調達に関する事項	・交付金 ・地方債 ・一般財源	・交付金 ・地方債 ・一般財源 ・民間事業者の自己資金 ・民間金融機関借入金

② 定量的評価の結果

上記の前提条件を基に、市が従来手法で実施する場合の財政負担額と P F I 方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、財政負担額の事業期間合計を現在価値換算額により比較した。

この結果、本事業を従来手法で実施する場合に比べ、P F I 方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約 6.44%削減されるものと見込まれる。

(2) 定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

① 一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営まで一括して事業者委ねることにより、維持管理・運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できる。

② サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性が図られ、良質かつ効率的な学校給食サービスが期待できる。

③ リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

3. 総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、従来手法で実施した場合と比較して、定量的評価において約6.44%の削減効果が見込まれる。また、サービスの質の向上や適正なリスク分担による事業の安定性の確保など、多くの定性的評価も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。